

1. 相談事業（ほくぶ相談室共通事業）

（1）電話相談

犯罪被害者等からの相談を専用電話で受ける。

0120－60－7830 犯罪被害者サポートダイヤル

075－451－7830 京都市犯罪被害者総合相談窓口

○毎週 月～金 12 時～17 時（祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く）

ほくぶ相談室

0120－78－3974 犯罪被害者サポートダイヤルほくぶ相談室

○毎週 月・木 12 時～16 時（祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く）

令和 6 年度からほくぶ相談室での電話相談は停止し、犯罪被害者サポートダイヤルに転送している。

犯罪被害者等電話サポートセンター

0570－783－554 全国共通ナビダイヤル

○8 時～21 時（12/29～1/3 を除く）

※当センター相談時間内は、京都市犯罪被害者総合相談窓口につながる。

（2）面接相談

犯罪被害者等から心理的相談、法律相談等の申し出があり、その必要性が認められたときは、インテーク面接を行い、その事情に応じて無料面接相談を行う。

○予約制により実施する。（祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く）

（3）専門相談

専門的な対応が必要なケースについては、法律相談、心理相談等を行う。

○予約制により実施する。（祝・休日、8/12～8/16、12/28～1/4 を除く）

○必要に応じて対応する

2. 直接支援事業（ほくぶ相談室共通事業）

（1）直接的支援

被害者宅訪問、裁判傍聴付添、裁判代理傍聴、その他の付添、情報提供・生活支援などの直接支援を実施する。必要により京都府、京都市その他の市町村や他機関と連携を図りながら行う。外国人の相談があれば、通訳対応する。犯罪被害者等給付金の申請補助事業をする。

○必要に応じて対応する

○京都市犯罪被害者総合相談窓口業務（京都市受託事業）

- ・生活困窮者への生活資金給付申請手続き
- ・京都市市営住宅犯罪被害者等優先入居申請補助
- ・精神医療費用助成申請
- ・通訳対応

（2）支援活動の充実

○自助グループの立ち上げ

長年の課題であった自助グループについて、令和 7 年度より準備を進めてきたが、犯罪及び交通犯罪のご遺族を対象として、令和 8 年 10 月に立ち上げる。

3. 広報啓発事業及び財政基盤の確立

社会や市民の犯罪被害者等への理解を深めるとともに、被害者等が相談するきっかけとなり支援に繋がることを目指し、犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動を行う。より効果的な活動のため、京都府、京都市、その他の市町村、京都府警察等と連携、協力して活動する。

財政基盤強化に繋げる広報活動を推進する。

(1) 広報活動

令和 7 年度に大幅にリニューアルしたこれらの活用を図り、効果を検証する。

○会報紙は一とめーるの発行（年 2 回）

カラー印刷に変更

○ホームページ運用 <https://kvsc.kyoto.jp/>

全面的改正、スマホによる閲覧を容易にした

○パンフレットの配布

○ボランティア募集

京都府内全市町村にポスターを掲示し、広報としても活かす。

○北部エリアの活性化

北部エリアの市町村と連携し、広報・啓発活動を強化する

○街頭活動

(2) 啓発活動

令和 7 年度より犯罪被害者週間が犯罪被害者月間に拡大された。京都府、京都市、その他の市町村と連携し活動を拡大する。

○教育機関における啓発活動

○いのちを紡ぐ週間(5 月 21 日～5 月 27 日)における啓発活動

○犯罪被害者週間(11 月 25 日～12 月 1 日)に関連する活動

○犯罪被害者支援京都フォーラムの開催 令和 8 年 11 月

○講演会の開催

○他機関への講師派遣

○いのちを考える教室、学校、企業、行政などへの被害者支援活動の啓発

○寄附型商品の宣伝

(3) 財政基盤確立

○賛助会員拡大

○犯罪被害者支援寄附型自動販売機設置

○ホンデリング

○金券 de 支援

○遺贈金をはじめとする個人寄附

4. 調査研究及び研修事業

昨年に続き、ボランティアの育成を図るための養成研修(前期、後期)、スキルアップ研修、市町村担当者の育成を図るための研修及び相談員増員を目指しボランティア参画機会を拡大し、研修体系を再構築する。

(1) 養成研修(前期・後期)

相談および直接的支援等の事業活動を充実させるために新規のボランティアを採用し、養成研修(前期)を実施する。相談、直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、ボランティアに対する研修会等を上期集中型で開催する。募集:30人程度(29期生)

○養成研修(前期) 開催:4回

○養成研修(後期) 開催:4回

(2) 継続研修

相談、直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、ボランティアに対する研修会等を開催する。

○月例研修会 原則月1回

○スキルアップ研修 2回

(3) 行政新任研修

京都府内市町村の犯罪被害者支援窓口担当者及び責任者のうち、新任者を対象に支援活動の基礎知識を講義する。(希望者のみ)

(4) 外部研修への派遣

相談、直接的支援等に関する知識や技能向上を図るため、研修会に派遣する。

○犯罪被害者支援全国フォーラム 2026 令和8年10月(東京)

○秋期全国研修会 令和8年10月(東京)

○質の向上研修会近畿ブロック 上半期(滋賀)

○質の向上研修会近畿ブロック 下半期(和歌山)

○支援活動責任者研修

(5) 調査研究活動

○被害者等にとっての必要な支援のあり方を把握し当センターの資質向上を図るための調査研究活動等を行う。

○財政基盤を強化するために、他センターの実情を把握するための調査研究活動等を行う。

5. 会議

(1) 定時社員総会

令和8年度事業計画及び収支予算について報告し、令和7年度事業報告及び収支決算報告並びに監査報告について審議する。

○令和8年6月20日(土) 京都経済センター

(2) 理事会

総会の議決した事項の執行、総会に付すべき事項、会員の入会等に関する事項及び事業計画案、収支予算案を審議、議決する。

- 定時理事会を年 2 回以上開催するほか必要に応じて開催
- 財政基盤を強化するため、理事会全体で取り組む

(3) 臨時社員総会

定款第 24 条第 3 項の規定に基づき開催する。

6. 全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークの会員相互の連携、協力を図るとともに被害者支援に関するネットワークの事業に参加する。

- 定時社員総会
- 事務局長会議
- 近畿ブロック事務局長会議

7. 京都府犯罪被害者等支援条例に係る事業（京都府受託事業）

(1) 支援調整会議

必要とされる支援が多方面にわたるケースや支援が難しい要因を抱える被害者等へワンストップで対策を協議し、支援を行うために開催する。支援関係機関の適切な連携の下で情報を共有し対応していく。月 1 回定例開催を基本とし、緊急度の高い事案が発生した場合には、随時開催する。

(2) 京都府犯罪被害者等支援補助金交付申請手続き

- 犯罪被害者等生活再建支援事業
- 転居等費用補助の申請手続き
- 犯罪被害者等法的援助助成事業
- 被害者参加人に対する受託弁護士費用補助の申請手続き

(3) 京都府犯罪被害者等施策市町村担当者研修

京都市内で 1 回開催予定

8. K V S C の運営

- 支援局長交代をスムーズに実現する
- 事務の効率化を図るため、クレジット決済や電子決済など会員会費等の支払いを簡便にすることにより会費支払い方法の多様化を実現

9. その他

(1) 京都府犯罪被害者支援連絡協議会及び付随する分科会等への参画

- 通常総会

- 性犯罪被害者支援研究分科会
- 少年被害者支援研究分科会
- 交通事故被害者支援研究分科会

(2) 外部組織との連携

京都府警察、京都府、京都市との個別年間定例会議開催の提案と実施

主題として

財政基盤が危機的状況にある。基本財産の取崩による赤字補填は 4 年で限界となり、運営が困難になる。この場合、公益社団法人および犯罪被害者等早期援助団体の認定が取り消されることも想定され、京都市および京都府の受託事業、京都府警察からの情報提供が不可能となるため事業の見直しが避けられなくなることが想定される。

京都府警察・京都府・京都市に対して、財政状況をご理解いただき、業務委託費の大幅な見直し、補助金などの給付を考えていただける場としていく。